

経済産業大臣
宮 沢 洋 一 様

要 望 書

再生可能エネルギーを活用した
新電力事業の実現に向けた固定
価格買取制度の設計について

平成 2 7 年 5 月 8 日

山形県知事 吉村 美栄子

再生可能エネルギーを活用した新電力事業の実現に向けた固定価格買取制度の設計について

未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、多くの尊い人命を奪っただけでなく、隣県からの電力や燃料等の供給がストップし、大規模停電や長期のガソリン不足など、私たちの生活や産業活動など幅広い分野にわたって深い爪痕を残しました。

こうしたことから、山形県では、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、県民生活や産業活動に必要なエネルギーを地域の中から生み出し供給（エリア供給）していくため、平成24年3月に「山形県エネルギー戦略」を策定し、各般の施策を展開しております。

本年度は、同戦略で掲げるエネルギーの地産地消と供給基地化の実現に向け地域エネルギー事業を創出すべく、都道府県としては初めて、再生可能エネルギー発電事業者から電力を調達し、県内外の需要家に電力を供給する「山形県新電力（仮称）」を創設することとしています。

再生可能エネルギーの導入を中心とした地域分散型のエネルギー供給基盤を整備することは、エネルギーの安定供給を実現し、災害対応力を高めるものであります。また、地域資源を活用して生み出された再生可能エネルギーを調達し、地域の内外に供給する地域エネルギー事業の取組みは、本県の「やまがた^{モリ}森林ノミクス」（林業振興）をはじめとする産業振興や地域経済の活性化、さらには地方創生の大きな推進力となりうるものです。

このため、本県が進める新電力事業が実現できるよう、下記に掲げる事項について強く要望いたします。

記

現在、政府においては、電力小売完全自由化に向けて、回避可能費用をはじめとする固定価格買取制度の見直しを検討しているが、地方創生の推進のために実施する新電力事業が、将来にわたって安定的に事業展開ができるよう、次のような制度設計を行うこと。

- ① 卸電力市場が成熟するまで、現行制度を維持すること。
- ② 制度を見直す場合であっても、新制度施行時において既に設備認定を受けた発電事業者と買取契約を行う場合は、その契約時期にかかわらず、従前の制度を適用すること。